

令和7年（ワ）第561号 損害賠償請求事件

原告 エンブレム札幌清田管理組合

被告 日本システム企画株式会社

準備書面 2

令和8年1月15日

札幌地方裁判所民事3部3係 御中

上記原告訴訟代理人弁護士 渡 能 史

第1 求釈明

1 構造について

(1) 求釈明事項

被告が原告に設置したパイプテクターの内部構造は、黒色の樹脂内部にネオジム磁石が埋設され、当該ネオジム磁石の集合体が複数設置されている構造との理解で相違ないか。

すなわち、甲第12号証に示された分解結果と同一の内部構造であるか。

(2) 求釈明理由

原告は、設置されたパイプテクター2台のうち1台について分解調査を実施し、その結果、装置内部には黒色樹脂で覆われたネオジム磁石が複数存在するのみであり、電源、回路その他の装置的構成要素は確認されなかった（甲12）。これに対し、被告は当該分解調査結果について「否認ないし争う」と述べるにとどまり、原告の調査結果とどの点で異なるのか、あるいは販売・設置した製品と異なる物が調査されたと主張するのかといった具体的な認識を一切明

らかにしていない。

しかし、パイプテクターの内部構造の同一性は、

- ① 当該装置が被告主張の作用効果を生じ得るか
- ② 特許公報記載の構造との関係
- ③ 本件契約における契約内容適合性

という本件の主要争点に直結する前提事実である。被告が分解結果と異なる構造を前提として主張立証を行うのであれば、その具体的内容を明らかにする必要がある、現段階で被告の認識を釈明させることは、争点整理の観点から相当である。

2 特許内容について

(1) 求釈明事項

ア 被告が原告に設置したパイプテクターの構造は特許公報(甲 8)に記載された構造と同一であるか。

イ 仮に同一ではないとの回答である場合、宣伝資料(甲 4)において日本国特許第 3952477 号取得商品である旨を表示しながら、当該特許と異なる構造のパイプテクターを原告に設置した理由は何か。

(2) 求釈明理由

ア 被告は、宣伝資料(甲 4)においてパイプテクターが特許取得商品である旨を表示していたこと自体は認めつつ、当該特許に基づく構造は本件契約の内容とはなっていないと主張する。

しかし、被告の主張が、①原告に設置されたパイプテクターは特許公報記載の構造と同一であるが、特許内容は契約内容ではないとする趣旨なのか、②そもそも原告に設置された製品は、特許公報記載の構造とは異なるとする趣旨なのか判然としない。この点は、特許表示が契約内容を構成するかという問題、特許表示と

異なる製品を引き渡した場合の法的評価という問題を判断する前提となる事項であり、被告の認識を明確にしないまま審理を進めることは相当でない。

イ また、仮に原告に設置された製品が特許公報と異なる構造である場合、特許取得商品である旨の表示との整合性が問題となり、契約内容の解釈、表示責任、契約内容不適合の成否等に直結するため、本段階での釈明が不可欠と思料する。

第2 被告第4準備書面「被告の主張等」に対する反論

なお、必要部分に限定するものであること、上記第1の求釈明に対する回答を一定程度想定したうえでの反論であることを付言する。

1 「1 効果があること」に対して

(1) 被告は、パイプテクターにより赤錆防止効果が得られていると主張し、使用実績や各種調査結果を根拠として挙げる。しかし、パイプテクターによる物理的・科学的効果が問題となる以上、当該効果がどのようなメカニズムによって生じるのかについて、合理的かつ科学的説明が必要である。

原告が提出した専門家意見書（甲10、11、13、14）は、被告主張のメカニズムについて具体的かつ専門的な疑義を示しているが、被告はこれらに対し実質的な再反論を行っていない。被告が効果の存在を主張する以上、その合理的根拠について説明・立証すべき責任があると解されるが、現時点ではその責任を尽くしているとはいえない。

(2) なお、上記専門家意見書を抜きに考えたとしても、「ネオジム磁石の集合体にすぎないパイプテクター」が核磁気共鳴現象を起こし、結果として赤錆防止効果をもたらすとは俄かに信じがたいとしか言いようがない。

2 「2 構造は本件契約の内容となっていないこと」に対して

- (1) 被告は、設置契約書（甲 2）に構造を保証する条項がないことを理由に、特許公報に示された構造は本件契約の内容ではないと主張する。しかし、本件契約は、被告が原告に対し「NMR パイプテクターPT-75DS」2 台を販売・設置することを内容とするものであり、特定の商品名を指定した契約である。そして、当該商品について、被告は宣伝資料等により「特許取得商品」であることを明示していた。
- (2) 契約は諾成的に成立するものであり（民法 522 条）、契約書に明示的に記載された事項のみが契約内容となるわけではない。契約締結に先立つ表示や説明が、契約締結の前提として合意されていれば、それらは黙示に契約内容を構成する。

本件において、パイプテクターが特許を取得した装置であり、特許に示された技術に基づく装置であることは、原告が当該商品を選択する際の重要な判断要素である。特許を取得している商品であることが、購入者の意思決定の重要な判断要素となることは我が国の社会通念に照らして明らかと考えられる。

なお、被告も原告に対し、特許取得商品であることが記載された宣伝資料等を前提としていた事実を否定出来ないはずである。

- (3) なお、原告は、被告が構造を「保証」したと主張するものではなく、表示された製品の性質・同一性として、当該構造が契約内容に含まれると主張しているものである。

以上